



林間国際法律事務所

Newsletter

2026

10

NO.8

本ニュースレターは、日常的に起こりやすい法的トピックを分かりやすくお伝えするとともに、当事務所のことや所属弁護士等についてお伝えすることを目的としています。

気になるトピック・ご質問があれば、ぜひお問い合わせ下さい。



今月のひとこと法律メモ

～「10月は最低賃金の改定月。「うちは大丈夫」と思っていないませんか?～」

毎年10月は、各都道府県の「最低賃金」が改定される時期です。近年は引き上げ額も大きく、経営者の皆様にとっても関心の高いニュースかと思いますが、「うちは時給を高めに設定しているから関係ない」と思われがちですが、実は思わぬ落とし穴があります。

最低賃金を下回っていないかを計算する際、支給している手当をすべて算入できるわけではありません。法律上、「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外手当」などは除外して計算する必要があります。

そのため、基本給を低めに設定し手当で補っている場合、手当を除外して時給換算すると「実は最低賃金を下回っていた」というケースが珍しくありません。知らずに下回っていた場合でも、差額の支払義務が生じるだけでなく、罰則の対象となるリスクもあります。

【「転ばぬ先の杖」アドバイス】

- ・**手当を除いた「基本部分」で再計算：** 各種手当を除外した額で時給換算を行ってみましょう。
- ・**固定残業代の取り扱いをチェック：** 基本給が上がると、固定残業代の計算基礎も変わるため見直しが必要です。

賃金体系の計算や改定で迷われた際は、お気軽にご相談ください。